

野生動物を捕獲するためには原則、狩猟免許の取得が必要となります。 狩猟免許を取得して、鳥獣被害対策に取り組みませんか。

試験日程

令和6年度の秋期は3か所で実施します。詳細は県HPに掲載しています。

浜 田

9 10/6 ■

浜田合同庁舎

出雲

№ 10/20 []

出雲合同庁舎

松江

^令 10/22 _必

県職員会館

狩猟免許の種類

- ●わな猟免許(くくりわな、はこわな等)
- ●第一種銃猟免許(装薬銃)
- ●第二種銃猟免許(空気銃)



受験資格

- ●島根県に現住所がある方
- ●わな猟については18歳、銃猟に ついては20歳以上の方
- ※申請の際には、医師による診断書 の提出が必要になります。

申請に必要な費用(手数料)

第1種、第2種銃猟…… 5,200円 (他の免許を持っている場合、3,900円)

医師による診断書…… 約5,000円 (※各 医 療 機 関 に よ り 異 な り ま す)

狩猟免許取得の流れ

●狩猟免許申請書等の提出(窓口又は郵送)

必要書類

狩猟免許申請書、医師の診断書、証明写真 (3×2.4cm)、手数料、返信用封筒※

- ※返信用封筒貼付の切手は浜田会場84円。出雲会場、松江会場110円。
- ●申込みをした受験日、受験会場にて狩猟免許試験を受験

狩猟免許試験内容

- ●適正試験
 - ●視力、聴力、運動能力
- 2 知識試験
 - ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の知識
 - ●鳥獣の保護及び管理に関する知識
 - ■猟具に関する知識(わな・銃ごとの猟具に関する知識)
 - ●鳥獣に関する知識(わな・銃ごとに関連のある鳥獣に関する知識)
- **8**技能試験
 - ■猟具の使用 (わな・銃ごとに使用される猟具について)
 - ●猟具の架設・実施(わな・銃ごとに使用される猟具について)
 - ●鳥獣の判別 (鳥類名、獣類名、狩猟の可否判断など)

(参考)狩猟免許試験事前講習会について

- ●新たに免許を取得しようとする方が、狩猟者として必要な鳥獣保護及び狩猟に 関する知識と技能を習得するための講習会(受講費用8.000円)
- ▶講習会の申込みは一般社団法人島根県猟友会へ

狩猟免許試験に関するお問い合わせ・申請書の提出先

島根県農林水産部農山漁村振興課島獣対策室

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5160 FAX 0852-22-5914

メール choju@pref.shimane.lg.jp 詳細は県ホームページに掲載しています▶

狩猟免許 島根県

検索

